



山形県公報

平成26年2月14日(金)
第2520号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……121
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……122
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 民有保安林の指定の解除の予定……………(森 林 課) ……123
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……124
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……125
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会2月定例会の招集……………126

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……同
- 同……………( 同 ) ……128
- 審理の開催……………(収用委員会) ……129
- 一般競争入札の公告……………(企 業 局) ……130

## 告 示

### 山形県告示第102号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ネクスト・オペレーション   | 瑞穂の郷 デイサービスセンター東館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 通 所 介 護 | 平成26. 1. 28 |

|                  |                                        |      |   |
|------------------|----------------------------------------|------|---|
| 株式会社ネクスト・オペレーション | 瑞穂の郷 デイサービスセンター西館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 通所介護 | 同 |
|------------------|----------------------------------------|------|---|

## 山形県告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月14日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ネクスト・オペレーション     | 瑞穂の郷 デイサービスセンター東館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 介護予防通所介護 | 平成26. 1. 28 |
| 株式会社ネクスト・オペレーション     | 瑞穂の郷 デイサービスセンター西館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 介護予防通所介護 | 同           |

## 山形県告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年2月14日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|---------------------|----------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト | 瑞穂の郷デイサービスセンター東館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1  | 通所介護    | 平成26. 1. 31 |
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト | 瑞穂の郷 デイサービスセンター西館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 通所介護    | 同           |
| 医療法人丸岡医院            | デイサービスセンター第二亀ヶ崎の家<br>酒田市亀ヶ崎七丁目4番22号    | 通所介護    | 同           |

## 山形県告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年2月14日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|----------------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト  | 瑞穂の郷デイサービスセンター東館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1  | 介護予防通所介護 | 平成26. 1. 31 |
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト  | 瑞穂の郷 デイサービスセンター西館<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 介護予防通所介護 | 同           |
| 医療法人丸岡医院             | デイサービスセンター第二亀ヶ崎の家<br>酒田市亀ヶ崎七丁目4番22号    | 介護予防通所介護 | 同           |

**山形県告示第106号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町比子字服部興野15の61から15の70まで、15の164、字下モ山15の76
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

**山形県告示第107号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 山形市大字風間字北向1916番2から<br>同 870番1まで    | 旧    | 26.8メートル<br>}<br>13.5 | メートル<br>48 |
| 同 上                                | 新    | 26.8メートル<br>}<br>13.5 | 同 上        |
| 山形市大字風間字河原1756番21から<br>同 1756番18まで |      | 14.0メートル<br>}<br>13.0 | メートル<br>54 |

**山形県告示第108号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東山七浦線
- 2 供用開始の区間 山形市大字風間字河原1756番21から  
同 1756番18まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月14日

**山形県告示第109号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間     | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|-----------------------|-------|------|--------------------|---------|
| 西村山郡河北町字畑中38番7から<br>同 | 5番1まで | 旧    | 17.3メートル<br>} 7.8  | 417メートル |
| 同                     | 上     | 新    | 20.0メートル<br>} 14.7 | 同上      |

**山形県告示第110号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長      |
|-------------------------|---------|------|-------------------|---------|
| 寒河江市大字留場字野沢317番4から<br>同 | 311番7まで | 旧    | 15.0メートル<br>} 5.8 | 263メートル |
| 同                       | 上       | 新    | 18.2メートル<br>} 6.8 | 同上      |

**山形県告示第111号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町字畑中38番7から  
同 5番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月14日

**山形県告示第112号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田代白岩線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字留場字野沢317番4から  
同 311番7まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月14日

**山形県告示第113号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                               | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長         |
|---------------------------------------------------|------|---------------------|-------------|
| 北村山郡大石田町大字大浦字外山外1 国有林1029林班ホ小班から<br>同 1029林班も小班まで | 旧    | 50.4 メートル<br>} 12.4 | 250<br>メートル |
| 同 上                                               | 新    | 66.0 メートル<br>} 12.4 | 同 上         |

**山形県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年2月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字外山外1 国有林1029林班ホ小班から  
同 1029林班も小班まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月14日

**山形県告示第115号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103号第3項の規定により、独立行政法人都市再生機構から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地区画整理事業の名称  
山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成25年10月18日付け指令都計第6号で認可した換地計画のとおり
- 3 換地処分の年月日  
平成26年1月27日

**山形県告示第116号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年10月3日 指令村総建第220号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第2工区  
西村山郡西川町大字海味字二本松1270番の一部、1312番、1314番2、1315番1、1326番2、1326番4の一部、1329番2の一部、1330番2、1330番4、1357番の一部、1359番の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西村山郡西川町大字海味510  
西川町長 小川一博

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。  
平成26年2月14日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年2月14日（金） 午後2時  
2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室  
3 議 題  
(1) 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(2) 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則の制定について  
(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県広報誌「県民のあゆみ」の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時  
(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）  
(2) 日 時 平成26年3月26日（水） 午前10時  
2 入札に付する事項  
(1) 調達をする印刷物の名称及び予定数量  
山形県広報誌「県民のあゆみ」  
年間予定数量 2,506,200部（年6回発行）  
(2) 調達をする印刷物の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 契約締結日から平成27年3月31日まで  
(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。  
(5) 入札方法 1部当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。  
3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。  
(2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体に対し、契約金額が100万円を超える契約に基づき印刷物を納入した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成26年3月14日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(5) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Yamagata Prefectural Public Relations Magazine “Steps Forward”(“Kenmin no ayumi”)Quantity: approximately 2,506,200copies yearly

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 26, 2014

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油及び灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成26年3月26日（水） 午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

- イ A重油 52,000リットル
- ロ 灯油（大型タンクローリー車納入分） 426,000リットル
- ハ 灯油（中型タンクローリー車納入分） 99,000リットル
- ニ 灯油（ドラム缶納入分） 18,000リットル

##### (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

##### (3) 契約期間及び納入方法 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入すること。

##### (4) 納入場所 仕様書による。

##### (5) 入札方法 (1)のイからニまでごとの1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

##### (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

##### (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721

##### (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であつて、かつ、2の(1)のイからニまでごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成26年3月14日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) この契約における平成26年5月納入分以降の契約金額は、仕様書に定めるところにより変動するものとする。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① A Fuel Oil 52, 000l
- ② Kerosene (Large-sized tanker vehicle) 426, 000l
- ③ Kerosene (Medium-sized tanker vehicle) 99, 000l
- ④ Kerosene (Drum) 18, 000l

(2) Time-limit for tender: 10:30 A. M. March 26, 2014

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。

平成26年2月14日

山 形 県 収 用 委 員 会  
会 長 浜 田 敏

#### 1 審理の日時

平成26年3月11日（火）午後2時30分

#### 2 審理の場所

山形市松波四丁目1番15号  
山形県自治会館401会議室

#### 3 審理事項

一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）に係る収用裁決事件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月14日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所 3階会議室
- (2) 日時 平成26年3月27日（木）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 2,142,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 契約締結の日から平成27年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所総務課  
電話番号0237(74)3207
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局村山電気水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の

規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成26年2月28日（金）午前11時までに山形県企業局村山電気水道事務所総務課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment 2,142,000kilogram

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. 27 March, 2014

(3) Contact point for the notice: Murayama Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 10-5 Yoshikawa, Nishikawa-machi, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 990-0711 Japan TEL 0237-74-3207

平成26年2月14日印刷  
平成26年2月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056